

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。（以下省略）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別表中「第七条」を「第六条」に改め、同表第一号中「第五条」を「第四条」に改める。